

千葉西税務署からのお知らせ

確定申告は **自 宅** から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓



推奨ブラウザ



Safari



Google
chrome

マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



アプリ
「マイナポータル」



税理士による無料申告相談

～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年1月28日(水) ～ 1月29日(木)	実籾コミュニティホール (原則、ご自身のスマートフォンで 申告書を作成していただきます)	習志野市実籾5-3-20
令和8年2月4日(水) ～ 2月6日(金)	勝田台文化センター (原則、ご自身のスマートフォンで 申告書を作成していただきます)	八千代市勝田台2-5-1
相 談 時 間		対 象 者(注1)
午前9時30分 から 午後3時まで ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。		・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模事業者(注2)

そ の 他

- 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。
- 申告書等の提出のみの場合は、郵送でご提出いただくか、千葉西税務署に直接お持ちください(郵送での提出先は裏面参照)。
- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、「入場整理券」の当日配付及びLINEによる事前発行を行います。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

(注)1 土地、建物や株式などの売却及び贈与税についての申告相談は行っておりません。

2 小規模事業者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間等
令和8年2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は開場します。	千葉西税務署	千葉市花見川区 武石町1-520	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで ※2月2日(月)より駐車場は使用できません

オンライン事前予約

2月2日(月)～3月16日(月)までの間は、税務署内の駐車場は使用できません(※身体障害者用駐車場を除きます)。

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。

※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



友だち追加はこちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

必要なもの

① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)

② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)

- ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

マイナンバーカードのパスワードを失念した方はこちら

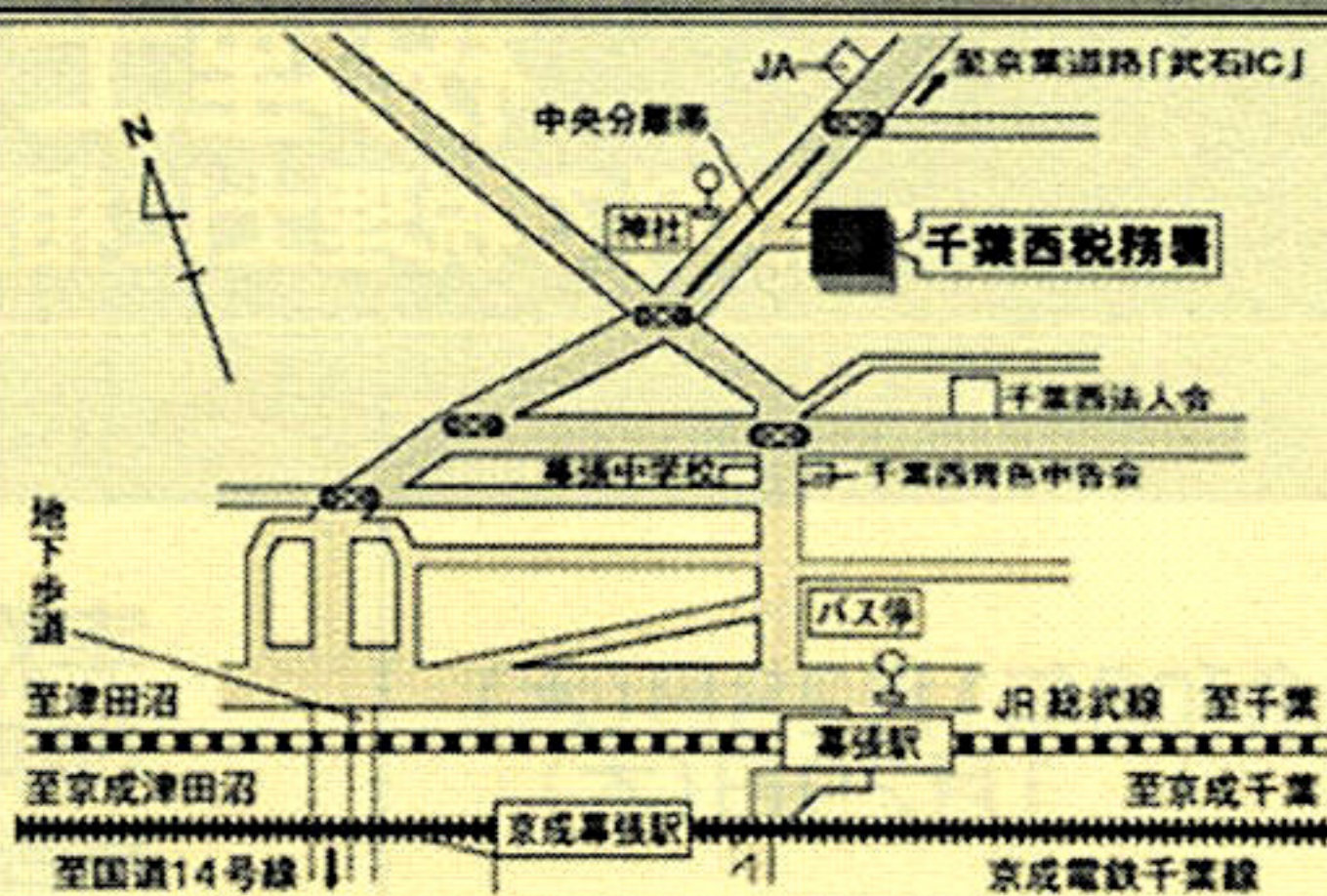


③ スマートフォン

※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。

④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

案内図



！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

➤ 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

➤ 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

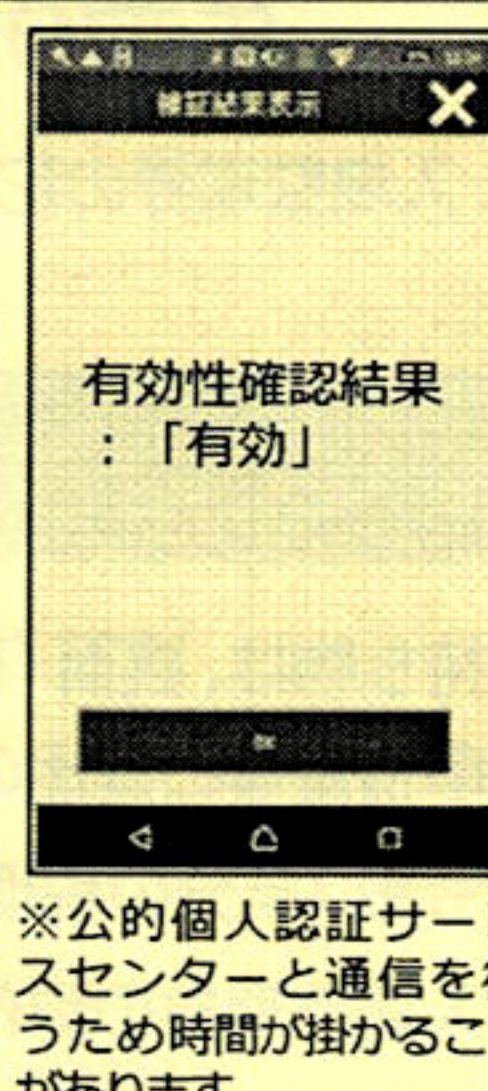
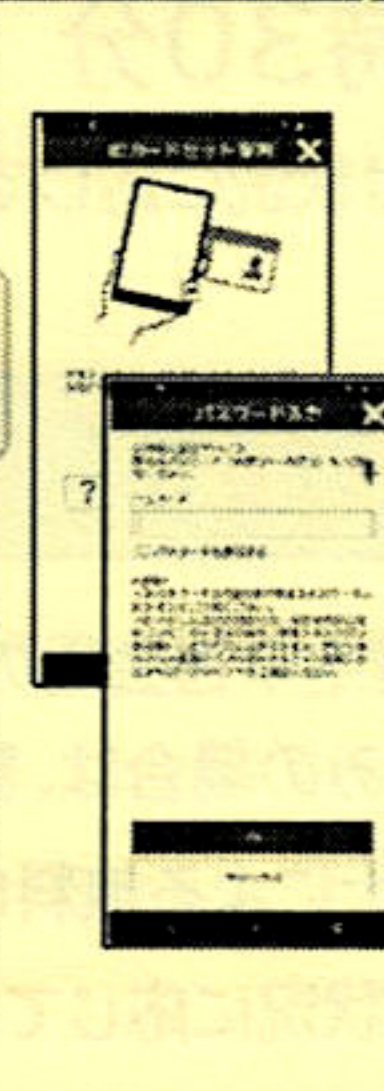
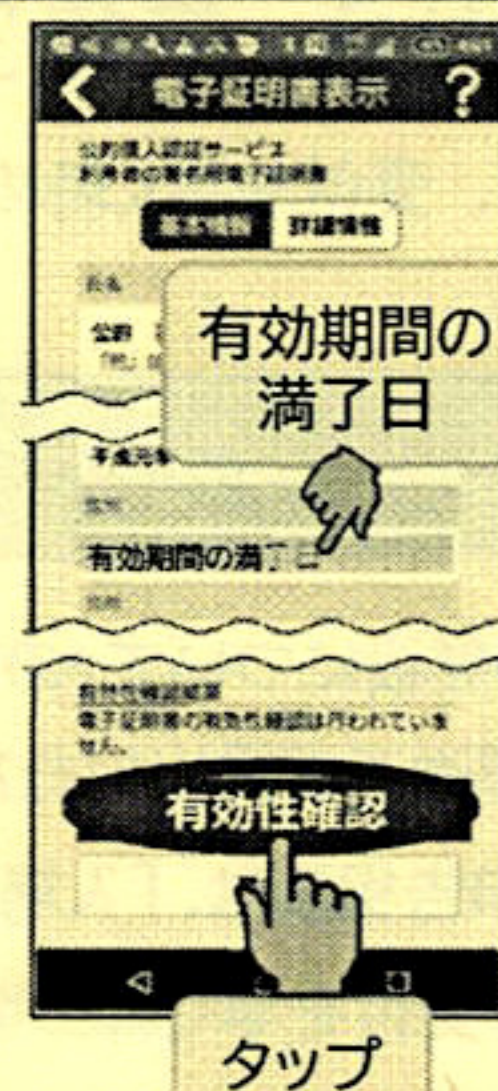
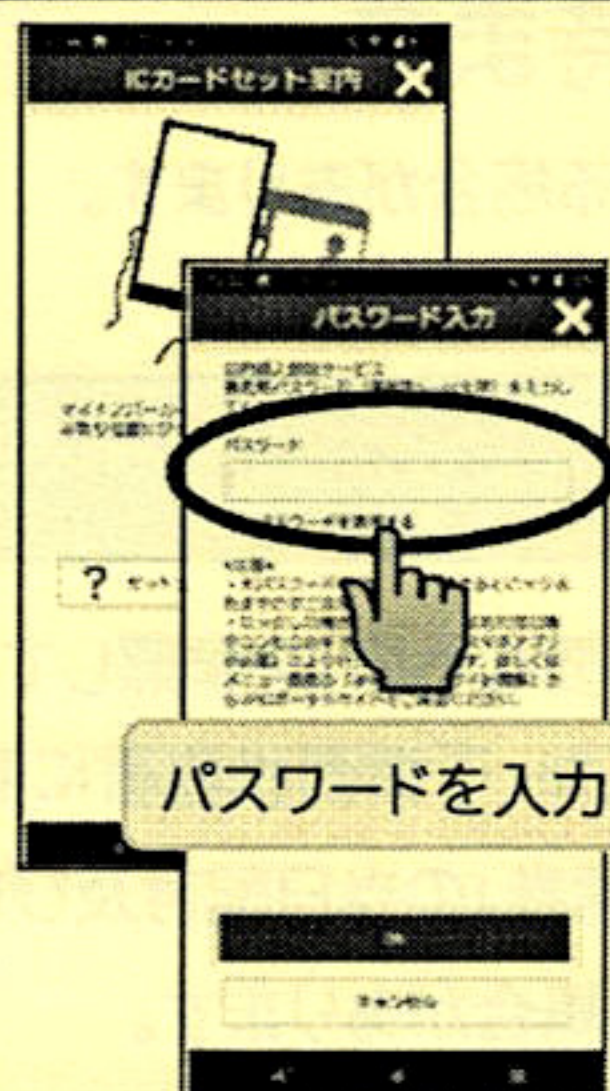
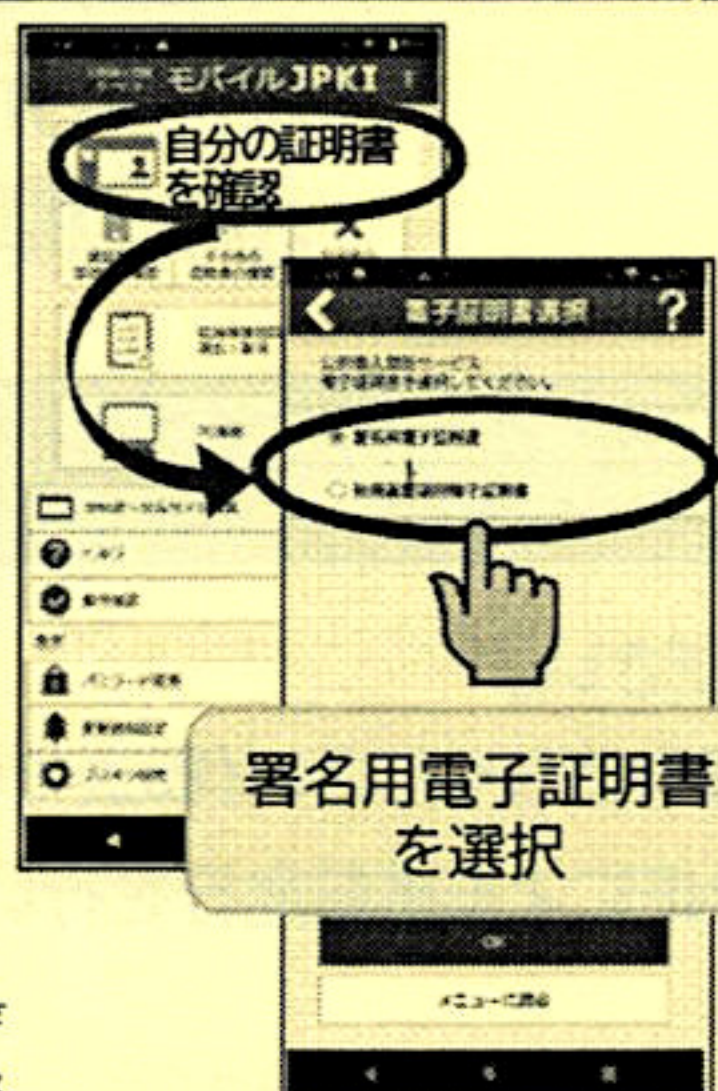
JPKI利用者ソフト



アプリはこちらから



iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



※ 公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続きを行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】 〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町1-520
東京国税局業務センター千葉西分室(千葉西税務署)

【問合せ先】 〒262-8502 千葉市花見川区武石町1-520 Tel 043(274)2111(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。